

令和 7 年度 事業計画

総 務 部

- 1 事務局体制の整備・充実について
 - (1) ホームページを更新し、情報の提供を行う。
 - (2) 社員名簿を改訂し、連絡体制を充実する。
- 2 組織力の強化について
 - (1) 社員の入会促進に努める。
 - (2) 法第 14 条地図作成事業、地籍調査等の大規模事業に対応できる人材を育成する。
- 3 公益社団法人としての諸規則の整備について
公益社団法人として組織の統制を図るため、諸規則の検討・整備を行う。

経 理 部

- 1 公益法人会計に基づく、適正・迅速な事務処理を行う。
- 2 予算の効率的な執行を行うとともに、実務の研究に努める。

業 務 部

- 1 法第 14 条地図作成事業及び地籍調査事業について
 - (1) 不動産に関する権利の明確化に寄与するため、適正かつ迅速に作業を行う。
 - (2) 地籍調査事業については、他県の状況を調査し、受託に向けて研究を行う。
- 2 事業啓発活動について
 - (1) 不動産に関する権利の明確化に向けての啓発活動を行う。
 - (2) 当協会が実施する公益目的事業について、官公署と協議を行う。
- 3 業務処理について
業務処理細則に基づき、適正な業務処理の徹底及び成果品マニュアルに沿った納入の徹底を図る。
- 4 登記基準点について
新たな登記基準点及び亡失した基準点設置の研究と、既存の基準点の台帳管理を行う。(基準点確認調査については、管内を 3 地区に分け、そのうちの 1 地区で実施する。)

企 画 部

- 1 官公署の職員に対し、不動産に関する権利の明確化についての研修会を実施する。
- 2 境界標埋設事業を実施する。
- 3 社員の資質向上と技術研鑽のため、研修会を開催する。